

北海道 自家用新聞

発行所
北海道自家用自動車協会連合会
編集兼発行人 辻 澤 英 隆
札幌市東区北三〇東一・郵便番号〇六五〇〇三〇
電話 (〇一一) 七二一—四 五七八
支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見
定価 一部 三〇〇円(会費の方は会費に含まれています)

12月1日 改正道路交通法が施行 携帯「ながら運転」厳罰化 反則金は三倍、懲役刑も新設

携帯電話やスマートフォンを操作しながら自動車等を運転する「ながら運転」に対し、罰則を強化した改正道路交通法が十二月一日に施行され、罰則と反則金、違反点数がいくつも大幅に上げられた。

今回の改正では、自動車等の運転中に携帯電話等の通話や表示された画像を注視し、事故などの交通の危険を生じさせる違反「携帯電話使用等(交通の危険)」について、違反点数をこれまでの二点から即座に免許停止処分となる六点到引き上げ、尚且つ、反則金を納付すれば刑事訴追されない交通反則通告制度の対象から除外した。

なお、罰則についてはこれまでの三月以下の懲役または五万円以下の罰金 から「一年以下の懲役または三十万円以下の罰金」へと厳罰化されている。

また、事故を起こさなくても運転中に携帯電話等を手で保持し、通話や画像を注視する違反「携帯電話使用等(保持)」については、違反点数をこれまでの一点から三点到引き上げ、反則金を大型車は七千円から二万五千円、普通車は六千円から一万八千円、二輪車は六千円から一万五千円、原付バイクは五千円から一万二千円に引き上げた。罰則は、これまでの「五万円以下の罰金」から

自動車等の運転中に、携帯電話等を使用して交通事故などの交通の危険を生じさせると、
携帯電話使用等(交通の危険)

改正前	改正後
【罰則】 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金	【罰則】 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
【違反点】 2点 (酒気帯び14点)	【違反点】 6点 (即免許停止) (酒気帯び16点-即免許取消)
【反則金】 ・大型車 1万2千円 ・普通車 9千円 ・二輪車 7千円 ・原付 6千円	【反則金】 非違反行為となり、すべて罰則を適用

走行中、携帯電話等を手で持って、通話したり、画像を注視すると、
携帯電話使用等(保持)

改正前	改正後
【罰則】 5万円以下の罰金	【罰則】 6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
【違反点】 1点 (酒気帯び14点)	【違反点】 3点 (酒気帯び15点-即免許取消)
【反則金】 ・大型車 7千円 ・普通車 6千円 ・二輪車 6千円 ・原付 5千円	【反則金】 ・大型車 2万5千円 ・普通車 1万8千円 ・二輪車 1万5千円 ・原付 1万2千円

新「ご当地ナンバープレート」 デザイン決定!

国交省は、「走る広告塔」としてのナンバープレートの機能に着目し、昨年十月より全国四十一地域で、地域の魅力ある風景や観光資源を図柄にした、図柄入りのご当地ナンバープレートの交付を行なっている。

来年五月からは、既存の四十一地域に加え、新たな地域名表示による十七地域のご当地ナンバープレートの交付を予定しており、今回、その具体的な図柄デザインが発表された。

この新たに交付されるご当地ナンバープレートには、道内から「知床」

と「苫小牧」が導入されることとなっており、知床の図柄デザインには、雪を頂く知床連山を背景に親子のヒグマやオオウシなどを配置し、雪山にはエゾリスやエゾシカなどの北海道らしい動物達が隠れ、雄大な自然が表現されたデザインとなっている。

また、苫小牧の図柄デザインには、ラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖に二羽の白鳥を配置し、背後には樽前山や雪の結晶、また、これまで多くの日本代表選手を輩出してきたアイスホッケーの街として、ア

「六月以下の懲役または十万円以下の罰金」へと懲役刑を新設した。

なお、酒気帯び状態での運転で携帯電話等を使用した違反については、違反点数をこれまでの十四点から、携帯電話使用等(交通の危険)を十六点、携帯電話使用等(保持)を十五点に引き上げ、即座に免許取消し処分とするとしている。

これまで道路交通法では、自動車等の運転中に携帯電話等を手を持つての通話やメール、カーナビなどの画像を凝視する行為を禁止してきた。

危険な走行は「あおり運転」も含め社会問題化しており、今回の道交法改正を機に事故の抑止とドライバーの運転マナー向上が期待される。

「六月以下の懲役または十万円以下の罰金」へと懲役刑を新設した。

なお、酒気帯び状態での運転で携帯電話等を使用した違反については、違反点数をこれまでの十四点から、携帯電話使用等(交通の危険)を十六点、携帯電話使用等(保持)を十五点に引き上げ、即座に免許取消し処分とするとしている。

これまで道路交通法では、自動車等の運転中に携帯電話等を手を持つての通話やメール、カーナビなどの画像を凝視する行為を禁止してきた。

危険な走行は「あおり運転」も含め社会問題化しており、今回の道交法改正を機に事故の抑止とドライバーの運転マナー向上が期待される。

- 新たに「ご当地ナンバープレート」が交付される十七地域は、次の通り。
- 【北海道】
 - ・知床(北海道斜里郡等)
 - ・苫小牧(北海道苫小牧市)
 - 【東北】
 - ・弘前(青森県弘前市等)
 - ・白河(福島県白河市等)
 - 【関東】
 - ・松戸(千葉県松戸市)
 - ・市川(千葉県市川市)
 - ・船橋(千葉県船橋市)
 - ・市原(千葉県市原市)
 - ・江東(東京都江東区)
 - ・葛飾(東京都葛飾区)
 - ・板橋(東京都板橋区)
 - 【北陸信越】
 - ・上越(新潟県糸魚川市等)
 - 【中部】
 - ・伊勢志摩(三重県伊勢市等)
 - ・四日市(三重県四日市市)
 - 【近畿】
 - ・飛鳥(奈良県橿原市等)
 - 【中国】
 - ・出雲(島根県出雲市等)
 - 【四国】
 - ・高松(香川県高松市)

が、スマートフォンの普及を背景に、近年、ドライバークラスがスマホを操作しながらメールやゲームなどの画面に目をやりつつ運転する、画像目的の使用が原因の交通事故が増加している。

警察庁によると、携帯電話使用等による違反は年間一〇〇万件規模で推移し、昨年度は道交法違反全体の一四％にも及んでいる。また、これらに係る人身交通事故は、過去五年間で約一・四倍にまで増え、昨年は二七九〇件発生し、このうち死亡事故は四五件発生している。

今年上半期(一〜六月)では、既に一六二件発生しており、うち死亡事故が十四件、重傷事故は八〇件にも上っている。

知床599
あ 20-46

苫小牧599
あ 20-46

(北海道運輸局プレスリリースより引用)

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカーは、ハイブリッドのレンタカー保有No.1*。

人気のハイブリッド車で北海道を旅しよう

新型車も続々導入

プリウス4WD登場

ハイブリッド車では、満タン返却が不要な『ハイブリッド燃費精算』がオススメ!

精算金額 = 走行距離 ÷ 平均燃費 × 燃料単価

エコドライブを心掛けるほど燃料代がお得になります。

トヨタレンタカー予約センター 0800-7000-111

ホームページトヨタレンタカータイプ www.toyota.co.jp/rent/

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社)旭川市東鷹栖4線10号1番地8

旭川店 Tel.(0166)57-0100 大雪通り店 Tel.(0166)34-0100 深川店 Tel.(0164)23-0100 稚内店 Tel.(0162)22-0100
旭川空港店 Tel.(0166)83-3701 富良野店 Tel.(0167)23-2100 利尻店 Tel.(0163)89-2300 稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100 士別店 Tel.(0165)23-2100 利尻空港店 Tel.(0163)82-1100 留萌店 Tel.(0164)43-0100
■忠和店 Tel.(0166)61-0100 ■名寄店 Tel.(01654)3-0100 ■礼文店 Tel.(0163)86-1117 ■トマム店 Tel.(0167)58-1001

乗用車、貨物車ともに 長期使用化がさらに進展 平均車齢・使用年数は過去最高に

自 検 協

一般財団法人自動車検査登録情報協会（自検協）がまとめた、平成三十一年版「わが国の自動車保有動向」によると、乗用車、貨物車ともに、平均車齢と平均使用年数が過去最高を記録した。

平均車齢は、国内でナンバープレートをつけている自動車が新規（新車）登録してからの平均経過年数で、人間の平均年齢に相当するもの。新車販売台数が減少し、自動車が増え、新車販売台数が増加し、長期使用車のスクラップや海外への輸出が増えるに若返る。

平成三十一年三月末現在における乗用車三九四万五八〇台（軽自動車を除く）から算出した平均車齢は八・六五年で、前年に比べ〇・〇五年延び、二十五年連続で最高齢を更新した。

車種別では、普通乗用車は八・一六年で前年よりも〇・〇四年延び、五年連続で最高齢を更新した。普通乗用車は、平成元年の税制改正以降

令和1年度 旭川運輸支局管内 街頭検査実施結果

旭川運輸支局

北海道運輸局旭川運輸支局は、五月から九月にかけて管内八地域で実施した街頭検査について、このほど集計結果を取りまとめました。

同検査は、旭川運輸支局の他、独立行政法人自動車技術総合機構旭川事務所、北海道警察、旭川地方自動車整備振興会並びに関係団体、旭川地方自家用自動車協会の協力の下、総勢一六三名が出動し、計八回の検

過去5年間の平均車齢・平均使用年数の推移

	平均車齢		平均使用年数	
	乗用車	貨物車	乗用車	貨物車
平成27年	8.29年	11.09年	12.38年	13.72年
平成28年	8.44年	11.23年	12.76年	13.89年
平成29年	8.53年	11.32年	12.91年	14.37年
平成30年	8.60年	11.41年	13.24年	14.72年
平成31年	8.65年	11.42年	13.26年	15.17年

大幅に若返りが進んだが、新車需要の伸びの鈍化等から平成六年以降、平成二十一年まで十六年連続で高齢化が進んでいた。その後、環境対応車の新車購入時に新規（新車）登録から十三年を超えた車を廃車した場

二台の車両を検査しました。その内、整備不良や不正改造等による保安基準不適合車両六九台を発見し、整備不良による一台と、違法な改造等をしていない不正改造車両一台、合計二台の自動車使用者へは、道路運送車両法に基づき整備命令を

改善した上で運輸支局へ現車を提示するよう命じました。保安基準不適合の装置別では、電気・灯火類の電球切れのほか、保安装置のフロントガラス等への違法な貼付物（吸盤類）が目立ち、これらの自動車使用者には運輸支局職員による指導・警告が実施されました。

冬の踏切は危険がイッパイ 早めのブレーキ スピードダウン 踏切事故防止へ

※

踏切事故は、ひとたび発生すると列車の乗客数が多いことから重大事故につながる可能性が高く、事故による列車の遅れや運休が発生した場合、多くの人々の生活に影響を及ぼします。特に北海道では、年間踏切事故件数の約六割が十二月から三月にかけての積雪寒冷期に集中しており、鉄道の安全・安定輸送における最大の障害となっています。

踏切事故は、警報機の鳴っている踏切を横断したり、一旦停止を無視するなどの「無理な通行」や自動車の運転誤りに起因するものが大半を占めています。

本格的な冬を迎え、路面は圧雪やアイスバーンにより滑りやすい状態となっており、車が踏切手前でスリップして止まりきれず踏切内に侵入して列車と衝突する「冬型事故」が懸念されます。

踏切に近づいた時は、路面状況に応じて速度を落とし、確実に一旦停止して安全確認を行ってください。

なお、北海道運輸局、JR北海道、北海道自家用自動車協会連合会など十団体で構成する踏切事故防止

運動推進協議会では「踏切事故防止キャンペーン」を展開し、踏切手前での確実な一旦停止と安全確認の呼び掛けを行い、「冬型事故」を防止するよう啓発活動を行っています。

危険！冬の踏切は危険がイッパイ

踏切に入る手前では必ず一旦停止、自分の目と耳で安全を確認してください。

先づ変わるときは、警報機が鳴っていても踏切に入らないでください。しゃべりながら歩いたり、スマホを操作したりしてはいけません。

クレーン車のブーム、ダンプの荷台を上げたまま踏切に入ると電線等を切断し、感電の恐れがあります。

毎月28日は「踏切の日」

JR北海道

カーライフの もしもをトータルサポート 北自共のカーパック

自動車共済・自賠責共済のお問い合わせは ☎(0166)53-8186

北海道自動車共済協同組合 旭川支部

旭川市春光町10番地 FAX (0166) 53-2320

本部：札幌 他支部：函館・室蘭・北見・帯広

～全国自動車共済協同組合連合会ネットワーク～

北自共・東北自共・関自共・中部自共・近畿自共・西自共

サポート・ユア・カーライフ

JAF

一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

ロードサービス救援コール

車・バイクの故障、トラブルの受付
[全国共通・24時間年中無休]

0570-00-8139 [全国共通]

通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円)。一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。携帯電話の無料通話分対象外。

※通話料有料。固定電話 [ダイヤル回線] および一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。

シャブハイサンキョウ
または、短縮ダイヤル **#8139**

総合案内サービスセンター

住所変更等の手続き
会員優待サービスのご案内

[全国共通] 平日9:00～19:00
土日・祝9:00～17:30年末年始休業

0570-00-2811

通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円)。一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。携帯電話の無料通話分対象外。

※電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願い申し上げます。

入会申込はお近くの自動車販売店
または支部窓口へ



第371号

旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

優良運転者表彰式開催

交通安全の功績称えられ 八十九名が表彰



（社）旭川地方自家用自動車協会は、令和元年十月二十三日にアトホテル旭川において、第五十八回優良運転者表彰式を挙行政した。同表彰式は、五年以上無事故無違反の会員を優良運転者として表彰するもので、毎年行っている。今年も、昭和三十七年の第一回から数え五十八回目の表彰となった。式典では冒頭全員で、交通事故犠牲者への黙祷を行い、その後、吉田裕会長より「晴れて選ばれました優良運転者八十九名の皆様に表彰することができるとは、当協会にとりまして、この上なく喜ばしい限りです。心よりお祝い申し上げます。皆様は日々の生活や仕事において、常に自動車を運転していることと思いますが、最近では単なる乗り物としてだけではなく、停電などの災害発生時には非常用電力として活用ができる自動車もあり、これからの様々な使われ方が検討されていくものと思えます。一方、交通事故については、自動車メーカーの安全技術の進歩、警察の皆様や公的機関、交通安全団体、自動車関係団体の皆様、そしてドライバーや個人一人ひとりの努力や対策により、昨年の交通事故死者数は現行の交通事故統計の開始された昭和二十三年以降、最も少ない人数となりました。今年度の道内の交通事故発生件数及び、負傷者数は昨年よりも少ない状況で推移しておりますが、日没が早くなることから季節は交通事故も起こりやすくなり一層の注意が必要で、協会では、交通安全に向けた取り組みを最も重要な使命であると考えており、引き続き関係機関・団体と連携を図り、各種運動を積極的に推進して参ります。名譽ある受表彰者八十九名の皆様におかれましては、今後もドライバーの模範となり、この輝かしい記録を更に伸ばされることを切望いたします」との挨拶があった。引き続き、六十年以上表彰を始めとし、五年以上表彰までの各表彰年毎の代表十二名の方々に表彰状授与並びに記念品贈呈が行われた。表彰式には来賓として、多くの関係機関の方々にご臨席を頂き、来賓を代表して、北海道警察旭川方面本部宮腰憲章本部長、北海道運輸局旭川運輸支局手塚稔支局長、北海道上川総合振興局蝦名勝徳くらし・子育て担当部長、旭川市役所内村充彦防犯安全部長、以上、四氏の方々に「栄えある優良運転者表彰を受賞された皆様方、運転者として安全運転に努め、実践されてこられました事に敬意を表し、心からお喜び申し上げます。長きに渡り無事故・無違反をされました事は、正に地道で地道な努力が実を結んだものであります。今後共、この無事故・無違反を継続して頂き、他のドライバーの模範として安全運転に努め、交通事故

の無い安全な社会を目指し、地域や職場の交通安全活動の推進役として益々ご活躍頂きますようお願い致します」との祝辞を頂いた。これを受け、受表彰者を代表して山崎修一氏から「本日第五十八回優良運転者表彰式にあたり、選ばれました八十九名が、ご来賓並びに関係各位のご臨席の下、吉田会長より栄えある表彰状、記念品を賜りましたことは、大変大きな喜びであり誇りでもあります。また、吉田会長を始めご来賓の方々から身に余る祝意と激励のお言葉を頂き、受表彰者一同、衷心より厚くお礼申し上げます。本日表彰を受けた私たち八十九名は、この表彰を誇りに、交通事故の無い安全な社会の実現に向けて、交通安全の推進など積極的に取り組むことをお誓い申し上げます」と答辞を述べた。尚、今回の受表彰者は以下の通り（敬省略）



い人数となりました。今年度の道内の交通事故発生件数及び、負傷者数は昨年よりも少ない状況で推移しておりますが、日没が早くなることから季節は交通事故も起こりやすくなり一層の注意が必要で、協会では、交通安全に向けた取り組みを最も重要な使命であると考えており、引き続き関係機関・団体と連携を図り、各種運動を積極的に推進して参ります。名譽ある受表彰者八十九名の皆様におかれましては、今後もドライバーの模範となり、この輝かしい記録を更に伸ばされることを切望いたします」との挨拶があった。引き続き、六十年以上表彰を始めとし、五年以上表彰までの各表彰年毎の代表十二名の方々に表彰状授与並びに記念品贈呈が行われた。表彰式には来賓として、多くの関係機関の方々にご臨席を頂き、来賓を代表して、北海道警察旭川方面本部宮腰憲章本部長、北海道運輸局旭川運輸支局手塚稔支局長、北海道上川総合振興局蝦名勝徳くらし・子育て担当部長、旭川市役所内村充彦防犯安全部長、以上、四氏の方々に「栄えある優良運転者表彰を受賞された皆様方、運転者として安全運転に努め、実践されてこられました事に敬意を表し、心からお喜び申し上げます。長きに渡り無事故・無違反をされました事は、正に地道で地道な努力が実を結んだものであります。今後共、この無事故・無違反を継続して頂き、他のドライバーの模範として安全運転に努め、交通事故

- 六十年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 高橋 康之・鈴木 徳司
 - (留萌警察署管内) 外山 秀樹
- 五十五年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 伊藤 正憲・印田 龍作
- 五十年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 谷口 博
 - (富良野警察署管内) 川上 洋一
- 四十五年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 藤林 康紀・又村 仁
 - 荒 雅幸・中林 武
 - (富良野警察署管内) 三瓶 良雄
 - (深川警察署管内) 横山 一美
- 四十年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 福士 晃一・立原由貴子
 - 田中 浩己・山崎 修一
 - (留萌警察署管内) 藤川 高彦
 - (羽幌警察署管内) 佐々木隆浩
- 三十五年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 永井恵美子・北嶋久美子
 - 西河 秀人・石田 浩二
 - (名寄警察署管内) 佐藤 和也
 - (稚内警察署管内) 武田 忠人・三宮 縁
 - 安達 澄男
- 三十年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 山本 善雄・金沢 豊二
 - 高松 範明・安齋 貴久
 - 三浦 光由・高橋 規夫
 - 坂本 雄二・佐々木郁江
 - 佐藤 潤・斎藤 幸江
 - 清兼 宏之・松本 佳史
 - 眞鍋 明秀・由利 正彦
 - (深川警察署管内)
- 二十五年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 住田 直明・佐々木貴史
 - 武田理香子・中島美和子
 - 福田 光広・山崎 啓敦
 - 林 亜希子・萌出 範芳
 - 松下 大輔
 - (稚内警察署管内) 橋谷 正利・中村 睦
 - (深川警察署管内) 清水香代子
 - (留萌警察署管内) 吉田 明美
- 二十一年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 中川 明彦・鳴海 孝介
 - 菅野 雅之・井筒 里美
 - 竹内 英文・猪股 武
 - 松尾 将史・倉岡 淳
 - 小澤 俊介・吉田 大輔
 - 小林 祐一・中澤 祐介
 - 田中 純平・谷川 陽祐
 - 砂村 享・太田 浩文
 - (深川警察署管内) 上野 裕也
 - (留萌警察署管内) 山本 浩史
- 十五年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 寺岡 寛文・鈴木 和貴
 - 永島 紗帆・阿部 雅宏
 - 佐藤 孝昭
 - (深川警察署管内) 小野 祐貴
- 十年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 芥川乃梨子・矢吹 僚一
 - 森脇 基・松本 慎哉
 - (稚内警察署管内) 坂本 憲彦・加藤 莉恵
 - (深川警察署管内) 松浦 弘樹
 - (留萌警察署管内) 小林 僚
- 五年以上表彰
 - (旭川中央・東警察署管内) 久保 航平・菅原 進也

飲酒運転は絶対に「しない」「させない」

みんなを守る三つの約束



飲酒運転は、重大事故に直結する悪質・危険な犯罪です。飲酒運転による交通事故は、飲酒運転厳罰化や飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり等により、その数は大幅に減少してきましたが、依然として一部の心ないドライバーによる飲酒運転事故は後を絶たず、未だ飲酒運転ゼロには至っていません。飲酒運転は、悲惨な死亡事故やひき逃げ事件などを誘発する大変危険な行為で、運転者本人や同乗者、酒類や自動車などの提供者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果にもつながります。

飲酒運転の根絶!

飲酒運転は絶対にしない、させない

飲酒運転には厳しい処分が!

酒酔い運転	酒気帯び運転
無条件で…… 35歳 欠格期間3年 免許取消し	呼吸中アルコール濃度 0.25mg/l以上 25歳 欠格期間2年 免許取消し
	呼吸中アルコール濃度 0.15mg/l以上 0.25mg/l未満 13歳 免許停止90日

欠格期間の上限は10年!

- 酒酔い運転をした場合 3年
- 酒気帯び運転をした場合 7年
- ひき逃げをした場合 10年

運転者にも運転者以外にも厳しい罰が!

運転者	車両の提供者	酒類の提供者・車両の同乗者
3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自賠責保険について

知っておきましょう!

自賠責保険(共済)は、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自動車を含むすべての自動車に加入が義務付けられている保険で、自動車を運行中に、他人を死傷させたりした場合の対人賠償事故を補償します。補償の対象となるのは、あくまでも事故による被害者であることから、運転者とその自動車の所有者など、対物事故の賠償やその他の補償は対象になりません。また、保険料は各保険会社一律となっており、自賠責保険(共済)の有効期限が満了、または未加入で運行した場合は、罰則規定により「一年以下の懲役または五十万円以下の罰金」が科される他、無保険での運行は道路交通法の規定により、違反点数六点が付され即座に免許停止処分となります。なお、自賠責保険(共済)証明書車を備え付けていない場合でも、「三十万円以下の罰金」が科されます。

道民の皆さん一人ひとりが「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

なお、飲酒の機会が多くなる十二月は、飲酒運転が原因の重大交通事故が一年で最も多く発生しています。万一、飲酒運転を発見した場合、一〇番通報または最寄りの警察署へ連絡をお願いします。

飲酒運転をなくすための三つの約束

- 一、お酒を飲んだら運転しない
運転者はお酒を飲んだら運転せず、公共交通機関や運転代行業者を利用すること。運転するならばアルコールが含まれていない飲み物にすること。
- 二、運転する人にお酒を飲ませない
運転する恐れがある人にお酒を勧めたり、飲ませたりしないこと。
- 三、お酒を飲んだ人には運転させない
飲酒した人には絶対に運転させないこと。飲酒して運転する人の車に同乗しないこと。

快適なカーライフをサポートします!

(一社)旭川地方自家用自動車協会

自家用自動車協会は、自家用自動車ユーザーの利便とクルマ社会の健全な発展に寄与するため組織された団体です。

協会では、ナンバープレートの交付業務や封印の取付、希望番号予約申込みなど多くの業務を行うとともに、車を保有する上で必要な自動車の検査に係わる予約受付業務等を行うなど、運輸行政にも協力しています。

また、地域における交通安全は自動車ユーザーの願いでもあり、協会では、運輸支局をはじめ警察、地方自治体など関係機関・団体と連携を図り、交通事故抑止活動に組織を挙げて取り組んでいます。

支払額(被害者1人当たり)	限度額
障害による損害	限度額 120万円
後遺障害による損害	常時介護: 限度額 4,000万円
	随時介護: 限度額 3,000万円
死亡による損害	後遺障害の程度により 75万円~3,000万円
	限度額 3,000万円

気をつけて! 冬道運転

路面・気象状況に応じた運転を

道内の冬型事故の発生状況を見ると、積雪・圧雪路面や凍結路面での「スリップ」による事故が多くを占め、特に十一月・十二月の雪道に慣れない初冬に多発しています。万全の準備をしていても、運転方法が正しくなければ、クルマは別物のように動いてしまい、事故を起こしてしまう恐れがあります。

ヒヤッとする前に、冬道運転のコツを頭に入れておきましょう。

○路面状況と車間距離
冬の路面状況は、天候や時刻、通行量によって刻々と変化しています。晴れた日でも日陰は凍結していることがあり、特に、路面が黒く光って見える場所や橋の上、高架道路、トンネルの出入口などは要注意です。冬道での運転は、まずは路面状況を見極め、先行車との車間距離をしっかりと保つことが大切です。冬道での制動距離は夏の乾燥路面に比べ、圧雪路面で三倍以上、アイスパーンでは十倍以上にもなりますので、先行車のストップランプに気を配りながら運転しましょう。

○早めの減速と早めのブレーキ
夏道と同じ感覚でブレーキを踏むと、凍結路面ではタイヤはすぐにロックし、クルマはコントロールを失います。早過ぎるくらいのブレーキで丁度良いので、早めの減速・早目のブレーキを心掛けましょう。

○カーブ直前の減速はゆっくりと
冬道のカーブリングの基本は、しっかりと減速して、ゆっくり加速する「スローイン・スローアウト」。コーナーに入る手前で十分に減速し、コーナーではゆっくりとしたハンドル操作を行いましょう。

○急進はゆっくりと
急進は禁物です。蛇行やホイールスピンの原因となり、危険です。特に上り坂では、一度滑ってしまえば止まらなくなる事がありますので、アクセルはじわりと踏み込み、ゆっくりとした急進を意識しましょう。

○降雪・吹雪の時
吹雪や地吹雪などで視界不良の時は、対向車や後続車に自車の存在を知らせるために、昼間でもヘッドライトを点灯しましょう。

また、視界不良時は急に停車すると、後続車に追突されてしまう恐れがあるため大変危険です。このような時に頼りになるのが道路左上にある「路肩表示」と言われる矢印の標識です。視界に入る範囲の最も遠い矢印を見ながら走行車線を意識して走行することで、対向車線へのはみ出しを防ぐことができます。

年末・年始の業務日程のご案内

今年も残すところあと僅かとなりました。

今年度も会員の皆様には、当協会の業務運営にご理解、ご支援をいただき誠に有難う御座いました。来年度も皆様の協会として、より一層のサービスに努める所存でございます。何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

(一社)旭川地方自家用自動車協会の年末年始の業務日程は、次の通りです。

令和元年 十二月二十七日(金)迄
令和二年 一月六日(月)より

◎年始
令和二年 一月六日(月)より

賛助会員の募集(ご案内)

ご賛同していただける方への入会を随時募集しています。

☆会員の特典☆

- ・方が一、交通事故に遭われた場合には、専門職員による交通事故無料相談が受けられます。
- ・機関紙「北海道自家用新聞」の送付が受けられます。
- ・五年間無事故・無違反で、優良運転者表彰が受けられます。
- ・北海道自動車共済掛金の、割引が受けられます。

お問い合わせ
(一社)旭川地方自家用自動車協会
電話〇一六六一五一一二二二
<http://www.a-jikayou.or.jp/>

インターネットからも予約できます。

アドレス <https://www.kibou-number.jp/>

詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用

予約問い合わせは
《希望ナンバー予約センター》まで
(一社)旭川地方自家用自動車協会
TEL(0166)51-1221

愛車に好きなナンバーつけてみませんか?

希望できるナンバーの区分

- ① 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
- ② 特に人気が高いと考えられる右記の15通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選になります。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
- ③ 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくなる限り申込みに応じて払出します。

旭川590 さ41-78

4桁以下のアラビア数字選べるのはここです!

1	7	8	88
333	555	777	888
1111	2019	2020	3333
5555	7777	8888	

※事業用及びレンタカーを除く